浅沼　邦武　荒木　昭三　大内　幸男
玉造　賢次　出川　昭　本間　茂
前本　英信　宮田　薫　村井　研三
山小瀬光則

瑞宝双光章を授ける（各通）
池　次雄　加藤　昭　河野　典明
黒田　隆　須甲　勤　松岡　義孝
（静岡県警部）

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月二十七日）
小林　正藏　小坂　八郎

瑞宝小綬章を授ける
永谷　昭夫

瑞宝双光章を授ける
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月二十八日）
辰尾　貞義　田中　泰治　藤田　修康

瑞宝双光章を授ける（各通）
眞壁　政一

瑞宝単光章を授ける（以上三月一日）
（大阪府警部補）
大場傳太郎

瑞宝単光章を授ける（以上三月一日）
（長崎大学名誉教授）
古田　庄平

瑞宝中綬章を授ける
丹野　一男

瑞宝双光章を授ける
岩切　三郎

瑞宝単光章を授ける（以上三月二日）
**逸見　勝**

瑞宝双光章を授ける（三月三日）
藤岡　文一

瑞宝双光章を授ける（三月六日）

## 褒賞

**紺綬褒章**

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十三年三月二十六日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

杉山留美子　西山　フヾ　河口　龍夫
浅野　壽一　髙橋　滋子　駒田　哲男
駒田　陽子　東山とし子　郡山　宗英
石丸　芳恵　阿部　英男　田村　太志
羽賀　正行

褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）

**紺綬褒章並びに賞杯**

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十三年三月二十六日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

小林　勝　徳田八十吉
鈴木　ふく　山岸　スヱ
田口　フヾ

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

**紺綬褒章飾版**

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十三年三月二十六日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

幡谷　祐一　佐野　ぬい　坂口　功
粟村　大吉　森長　尭熙　山本庄太郎
小嶺スヱ子　冨山　俊雄　馬渕　隆一
坪内紀美江　高須　克彌

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

**紺綬褒章飾版並びに賞杯**

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十三年三月二十六日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

辻　啓子　福武總一郎　手塚登久夫
立岡百合子　長岡今朝吉　日比野　尚
山本　佳英

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

**褒状**

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十三年三月二十六日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

昭和リース株式会社
医療法人青峰会
全国共済農業協同組合連合会茨城県本部
群馬県農業協同組合中央会
東京都民共済生活協同組合
褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

**追賞褒状**

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十三年三月二十六日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

故倉地與年遺族　篠澤　潤子
故北垣和雄遺族　北垣　幸子
故池田昭三遺族　池田　邦子

褒章条例第六条により褒状を授ける（各通）

**追賞賜杯**

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十三年三月二十六日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故富田泰司遺族　富田　貢

褒章条例第六条により木杯一組台付を授ける

# 皇室事項

**行幸啓**

天皇皇后両陛下は、三月三十日午後三時十二分御出門、東北地方太平洋沖地震に伴う避難者を御見舞のため、東京武道館（足立区）へ行幸啓、同五時二十三分還幸啓になった。

# 官庁報告

## 官庁事項

**事務所の廃止**

第三管区海上保安本部航空整備管理センターは次のとおり廃止されました。

平成二十三年四月四日　海上保安庁

一　廃止先　神奈川県横浜市中区新港一―六―二
一　郵便番号　二三一―〇〇〇一
一　電話番号　〇四五―六四〇―一一一八
一　名称　航空整備管理センター
一　業務終了　平成二十三年三月三十一日
一　問い合わせ先　第三管区海上保安本部総務部総務課
〇四五―二一一―一一一八

## 労働

**労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について**

今般、鹿児島労働局の関係事業主を代表する者川邊孝昭の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第5条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第2条第1項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名いたしたいので、資格がある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成23年4月4日

厚生労働大臣　細川　律夫

記

1　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第3条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の事業主の加入している事業主の団体であって、鹿児島労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書2部を添えて提出すること。

3　推薦締切日　平成23年4月15日

4　推薦書及び添付書類提出先　鹿児島労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　年　月　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名　印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

| 氏名 | 年齢 | 所属団体名及びその地位 | 略歴 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |

（注）1　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

## 国家試験

**平成23年度検察官特別考試の施行**

平成23年度検察官特別考試の施行について、次のとおり公告する。

平成23年4月4日

検察官・公証人特別任用等審査会長　渡邉　一弘

1　筆記試験
(1)　期日　平成23年7月20日（水）から同月22日（金）まで
(2)　場所　東京都　東京高等検察庁（東京都千代田区霞が関1―1―1）
大阪市　法務総合研究所大阪支所（大阪市福島区福島1―1―60）

2　口述試験
(1)　期日　平成23年10月11日（火）及び同月12日（水）
(2)　場所　法務省（東京都千代田区霞が関1―1―1）

3　出願期間　平成23年5月6日（金）から同月18日（水）まで

4　受験手続　試験を受けようとする者（平成24年4月1日現在で副検事在職3年以上の者）は、所轄検事長を経由して受験願書を検察官・公証人特別任用等審査会長あて提出しなければならない。